



2022年9月29日

各 位

会 社 名 株式会社日立物流
代表者名 代表執行役社長(COO) 高木 宏明
(コード番号 9086 東証プライム市場)
問合せ先 経営戦略本部 広報部長 多賀 鉄朗
(TEL : 03 - 6263 - 2803)

**HTSK 株式会社による「株式会社日立物流（証券コード：9086）
に対する公開買付けの開始予定に関するお知らせ」の一部訂正に関するお知らせ**

HTSK 株式会社は、本日、別添プレスリリース「(訂正)「株式会社日立物流（証券コード：9086）に対する公開買付けの開始予定に関するお知らせ」の一部訂正に関するお知らせ」を公表しておりますので、お知らせいたします。

以 上

本資料は、HTSK 株式会社（公開買付者）が、株式会社日立物流（本公開買付けの対象者）に行った要請に基づき、金融商品取引法施行令第 30 条第 1 項第 4 号に基づいて公表を行うものです。

(添付資料)

2022年9月29日付「(訂正)「株式会社日立物流（証券コード：9086）に対する公開買付けの開始予定に関するお知らせ」の一部訂正に関するお知らせ」

2022年9月29日

各位

会社名 HTSK 株式会社

代表者名 代表取締役 スティーブン・コディスポティ

(訂正)「株式会社日立物流(証券コード:9086)に対する公開買付けの開始予定に関するお知らせ」の一部訂正に関するお知らせ

HTSK 株式会社(以下「公開買付者」といいます。)は、2022年4月28日付「株式会社日立物流(証券コード:9086)に対する公開買付けの開始予定に関するお知らせ」(以下「2022年4月28日付プレスリリース」といいます。)にてお知らせしましたとおり、株式会社日立物流(以下「対象者」といいます。)の普通株式に対する公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。)に関して、国内外の競争法並びに国内外の対内直接投資に係る法令に基づく必要な手続及び対応(以下「本手続等」といいます。)が完了すること等一定の事項が充足されること(又は公開買付者により放棄されること)を本公開買付けの開始の前提条件としており、同日時点において、2022年9月下旬を目途に本公開買付けを開始することを目指している旨を公表いたしました。が、本手続等の内容及び履行状況について進捗及び変更がありましたので、公開買付者は、2022年4月28日付プレスリリースの内容を下記のとおり訂正いたします(訂正箇所には下線を付しております。)

公開買付者は、本日現在、本手続等に関する海外法律事務所との協議を踏まえ、2022年11月上旬を目途に、本手続等を完了させ、本公開買付けを開始することを目指しておりますが、本手続等に要する期間を正確に予想することは困難であるため、本公開買付けのスケジュールの詳細については、決定次第速やかにお知らせいたします。

記

【頭書】

(訂正前)

(前略)

本公開買付けは、国内外(日本、中国、米国、欧州、ロシア及びトルコ)の競争法並びに国内外(日本、ドイツ、イギリス、イタリア、ポーランド及びインド)の対内直接投資に係る法令に基づく必要な手続及び対応(日本において手続及び対応が必要であり、また、ドイツ、イギリス、イタリア、ポーランド及びインドにおいて手続及び対応が必要となる可能性があります。)に一定期間を要することから、当該手続及び完了すること等の前提条件(注1)(以下「本公開買付前提条件」といいます。)が充足された場合(又は公開買付者により放棄された場合)(注2)に速やかに開始することを予定しております。

(中略)

(注5) 日本、中国、米国、欧州、ロシア及びトルコにおける競争法上の届出並びに国内外(日本、ドイツ、イギリス、イタリア、ポーランド及びインド)の対内直接投資に係る法令に基づく事前届出をいいます。但し、国外(ドイツ、イギリス、イタリア、ポーランド及びインド)の対内直接投資に係る法令に基づく事前届出については、対象者の上記各国における事業及び公開買付者の属性に対する関係当局の見解次第では届出が必要とならない可能性があるため、本日以降速やかに関係当局の見解を確認し、また、現地法律事務所による法的助言を踏まえ、その要否について確定する予定です。

(注6) 公開買付者は、現地法律事務所による法的助言を踏まえ、必要な許認可等についてのクリアランスの取得の完了に向けて、日本、中国、米国、欧州、ロシア及びトルコの競争法並びに国内外(日本、ドイツ、イギリス、イタリア、ポーランド及びインド)の対内直接投資に係る法令に基づく必要な手続及び対応(但し、国外(ドイツ、イギリス、イタリア、ポーランド及びインド)の対内直接投資に係る法令に基づく事前届出については、対象者の上記各国における事業及び公開買付者の属性に対する関係当局の見解次第では届出が必要とならない可能性があるため、本日以降速やかに関係当局の見解を確認し、また、現地法律事務所による法的助言を踏まえ、その要否について確定する予定です。)を履践してまいります。公開買付者は、本日以降、当該手続及び対応が履践できるよう、国内外の競争当局及び対内直接投資を所管する当局との間で協議を行う予定です。

(後略)

(訂正後)

(前略)

本公開買付けは、国内外（日本、中国、米国、欧州、ロシア及びトルコ）の競争法並びに国内外（日本及びロシア）の対内直接投資に係る法令に基づく必要な手続及び対応に一定期間を要することから、当該手続及び完了すること等の前提条件（注1）（以下「本公開買付前提条件」といいます。）が充足された場合（又は公開買付者により放棄された場合）（注2）に速やかに開始することを予定しております。

(中略)

(注5) 日本、中国、米国、欧州、ロシア及びトルコにおける競争法上の届出並びに国内外（日本及びロシア）の対内直接投資に係る法令に基づく事前届出をいいます。なお、対象者の上記各国における事業、公開買付者の属性に対する関係当局の見解及び現地法律事務所による法的助言を踏まえ、本基本契約の締結後に、ドイツ、イギリス、イタリア、ポーランド及びインドの対内直接投資に係る法令に基づく事前届出が必要とならないことが確認できた一方で、2022年9月上旬から中旬にかけて、ロシアの対内直接投資に係る新しい大統領令（2022年9月8日施行）に基づく事前届出が新たに必要となることを確認しております。

(注6) 公開買付者は、2022年9月21日付で、日本、中国、米国、欧州、ロシア及びトルコの競争法並びに日本の対内直接投資に係る法令に基づく必要な手続及び対応を完了しております。また、公開買付者は、ロシアの対内直接投資に係る法令等に基づく必要な手続及び対応の完了に向け準備を進めております。

(後略)

以 上